

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年8月28日(金曜日)

号外第51号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例			
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	2	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(総務・職員厚生課)	2
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	2	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	2
神奈川県恩給条例の一部を改正する条例(総務・職員厚生課)	2	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	2

本号で公布された条例のあらまし

1 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和2年9月1日から施行することとした。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 漁業法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第20条関係)
- (2) この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。

3 神奈川県恩給条例の一部を改正する条例

- (1) 漁業法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第2条関係)
- (2) 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- (3) この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。

4 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 漁業法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第1条関係)
- (2) この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。

5 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料の名称を変更するとともに、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。

6 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 漁業法の一部改正に伴い、次のとおり、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
 - ア 漁業法の引用規定を整備することとした。
 - イ 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料の名称を変更することとした。
 - ウ その他規定の整備を行うこととした。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。ただし、(2)については、同年9月1日から施行することとした。

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

条 例

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第68号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表53の項(13)中「採る」を「とる」に改め、同項(14)中「第70条第2項」を「第70条第3項」に改め、同項(16)及び(17)中「採る」を「とる」に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第69号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第4号中「第74条」を「第128条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

神奈川県恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第70号

神奈川県恩給条例の一部を改正する条例

神奈川県恩給条例(昭和32年神奈川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「及び」の次に「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による改正前」を加え、同条第9号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎とな

るべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第71号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第132条」を「第173条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第72号

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表11の項中「家畜商免許証再交付手数料」

「家畜商免許証再交付手数料

を 5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料 5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許

手数料 に、「定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当可申請手数料」

権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、

5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料

に係る漁業許可変更許可申請手数料」を削る。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第73号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表中17の項及び18の項を削り、同表16の項中「第36条第1項(同条第4項)を「第88条第1項(同条第5項)」に改め、同項を同表18の項とし、同表15の項中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項を同表17の項とし、同表14の項中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「基づく定置漁業権又は区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項を同表16の項とし、同表13の項中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同項を同表15の項とし、同表12の項中「第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)」を「第72条第6項」に改め、同項を同表14の項とし、同表11の項中「(昭和24年法律第267号)第10条」を「第69条第1項」に改め、同項を同表13の項とし、同表10の項の次に次のように加える。

11 漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900円
12 漁業法第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更申請手数料	2,400円

別表の6 健康医療局関係の表118の項、119の項、121の項及び122の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同表124の項から127の項までの規定中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、別表の6 健康医療局関係の表の改正規定は、同年9月1日から施行する。